

和歌山 LCDE 更新規定

1. 認定期間：5 年

2. 認定更新の条件：以下の条件を満たすこと。

- ① 認定取得または更新後 5 年間のうちに糖尿病療養指導に関する活動をしていること。
- ② 5 年間で最低 30 単位以上の研修単位を取得すること。ただし、このうち日本糖尿病協会の e ラーニング受講による 15 単位の取得（詳細は下記 3-⑧）、および、WLCDE 主催の講習会{認定講習会（5 単位）、または、更新者用講習会（5 単位）}への 1 回以上の参加が必須である。
- ③ 和歌山県糖尿病協会、和歌山県内の友の会（分会）、日本糖尿病協会のうち、いずれかの会員であること。
- ④ CDEJ 取得者の更新条件については、下記 8 を参照すること。

3. 以下に単位が取得出来る講演会・講習会・研究会等と取得単位数を示す。

- ① WLCDE 主催の講習会への参加は 2022 年から 1 回 5 単位とする。
- ② 日本糖尿病学会年次学術集会及び近畿地方会、糖尿病学の進歩、日本糖尿病教育・看護学会年次集会、日本病態栄養学会年次集会、日本糖尿病眼学会、日本糖尿病合併症学会、日本糖尿病協会近畿地方会、日本糖尿病療養指導学術集会、日本糖尿病情報学会年次学術集会、日本くすりと糖尿病学会学術集会の参加は 5 単位とする。
- ③ 糖尿病に関連する論文等執筆者に対しては筆頭者のみ 5 単位とする。
- ④ 和歌山県糖尿病協会が関与する啓発活動への参加は 5 単位（1 回の更新につき 5 単位まで）とする。

同協会が関与する活動：和歌山つばみの会サマーキャンプ、1 型糖尿病の集い、歩こう会、座談会等でその主催者が発行した参加証明書（様式 5）が必要。

- ⑤ 和歌山インスリン治療懇話会への参加は 5 単位とする。
- ⑥ 糖尿病に関連する講演会・講習会・研究会等は最低 1 時間の講演・講習時間が必要で、更新単位は 30 分 0.5 単位として計算する（1 回の開催につき 3 単位まで）。

※ただし、参加証明書とプログラムなど日時と開催概要を示すものの提出が必要。（主催者側で発行していない場合は当会のホームページより「参加証明依頼書<様式 6 >」をダウンロードし、主催者または共催者の印またはサインを貰い提出すること。）

- ⑦ 学会および研究会での発表者は 3 単位を追加できる。（プログラム等の発表を証明する書類を添付）

⑧ 日本糖尿病協会が開講する e ラーニングは、1 コンテンツあたり 1 単位であり 5 年間で 15 単位以上の取得が必須。ただし、16 単位以上を取得した場合でも 15 単位の認定となる（日本糖尿病協会が発行する修了証の提出が必要）。

4. 単位取得の証明は、更新申請用書類の（様式 B）に一覧を作成し、参加証など参加を証明できるものを添付する。講演会、学会などの参加証明書類はコピーでも可とする。

5. 特別な事情があり更新が不可能となった場合、その事情を記した書類を添付して、認定期間の延長を申請することができる。延長の申請は 2 回まで、最大で 2 年間延長できる。但し、更新後の認定期間は 1 年延長で 4 年間、2 年延長では 3 年間とする。

6. 更新認定：更新申請書をもとに認定委員会が認定する。

7. 更新手数料を 3,000 円とする。

8. CDEJ 取得者は、WLCDE の更新時に有効な CDEJ 認定証のコピーを提出することと、和歌山県糖尿病協会、和歌山県内の友の会（分会）、日本糖尿病協会のうち、いずれかの会員であることで、必要単位および更新手数料を免除される。

改訂履歴

2013 年 10 月 27 日 改訂

2015 年 7 月 18 日 一部改訂

2019 年 3 月 10 日 一部改訂

2021 年 12 月 16 日 一部改訂（変更は 2022 年 1 月 1 日 から適用する）